

第2決算審査特別委員会（第2日目）

H21. 9. 16(水) 10:00～

第一委員会室

- 委員長 ただいまの出席委員数は9名である。これより本日の会議を開く。認定第7号について説明願う。
- 狩野部長 **認定第7号 平成20年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**
（認定第7号を説明する。）
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 山口 ① P491～493、居宅介護福祉用具等購入費と住宅改修費の不用額が見込みより少なくて残っているが、申請に来た数と実際に交付した数がわかればその差を伺いたい。使いづらいというような意見等はなかったか伺う。
- 渡辺副主幹 ② 介護予防事業の温泉教室だが、参加人数が見込みよりかなり少なくて残ってしまったわけだが、前回に比べてどういうところが原因で少なかったのか伺いたい。
- 佐川副所長 ① 住宅改修の平成20年度の件数は154件で、福祉用具については138件の申請があり給付している。利用された皆さんからはよかったという話を聞いている。
- 山口 ② 温泉教室については、平成20年度は特定健診で機能評価を同時に実施してもらって対象者をそこで発見する予定だったが、特定健診に来られる方で温泉教室の対象になる方または希望者が1人しかいなかった。多くは民生委員の連絡先から来た人が多かったことで見込みが違った。
- 渡辺副主幹 改修についてだが、申請が来たものについてはすべて交付になったと理解してよいか。それでも不用額が残ったということは、例えばPR不足などを原因としてとらえているのか伺う。
- 山口 申請に対して全員分給付している。認定された方については、ケアマネージャーから、あるいは介護福祉課からパンフレットが出ているのでそういった形でPRしている。特に利用されなかったことについての原因としては考えていないということなのか伺う。
- 渡辺副主幹 昨年が173件、その前年が170件というような推移で来ており、特にその辺は考えていなかった。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 窪之内 ① P467、介護保険料について、滞納者は無年金の方や小額年金の方がふえていく傾向にあると言われていた。ことしになって保険料も7段階になったが、去年までは6段階までであったということで段階別の件数と金額について伺う。
- ② 保険料を滞納していることでサービスを控えている人がいるのではないかと思うが、滞納者のうちで何らかの介護サービスを受けている人数を伺う。
- ③ 保険料の減免申請件数を伺う。
- ④ P485、保険料賦課事務に要した経費について、平成20年度から徴収事務を福祉課で行うようになったはずだが、その結果について伺う。
- ⑤ P487、介護認定審査会に要した経費について、主治医の依頼件数が見込み減との説明があったが、新規の認定が少なくなっているのではないか。その要因は予防活動による効果が出てきたということなのかもしれないが、金銭的負担から認定そのものを受けないということもあると思うので、新規認定数減の要因を伺う。
- ⑥ P491、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の給付に要した経費について、事務概要にケアプランの作成件数が記載されているが、ケアマネージャー1人当

たりの作成件数が何件なのか伺う。当初は過重、負担を心配していたが、そういった心配のない件数になっているのか伺う。

⑦ P493、地域密着型介護サービスについて、第4期計画の中では、現在ない小規模多機能型居宅介護施設の整備、促進をするようなことが書かれているが、平成20年度においてこの整備についてどういった検討をしたのか伺う。恐らく公的ではなく民間がつくるのを待っているということだと思いがいかか。

⑧ P495、特定入所者介護サービスについて、事務概要のP96で給付件数が5,053件となっている。市民税非課税世帯の方のいわゆるホテルコストの軽減のための給付と思うが、5,053件は延べ数だと思うので、実人数での段階別の給付人数について伺う。

⑨ P495、介護予防特定高齢者施策事業については、事務概要P100にどのようなことをしたかは載っているが、特定健診時の生活機能評価に基づく温泉対象者など、そこから対象者を把握して介護予防事業を行うわけで、特定健診の受診率が対象者のどのくらいになっているのか伺う。また受診されていない方についても介護予防事業を行っていかねばならないと思うが、どのような対策をとってきたのか伺う。

⑩ 介護サービス事業勘定で、緑寿園とすずかけの待機者数の動向を伺う。平成20年3月段階で、緑寿園は104名、すずかけは31名との報告があったが、緑寿園の104名のうち30%がすずかけの入所者となっていた。緑寿園の場合は、A、B、C、D、Eの5段階評価で入所者を決めていることになっているが、104名の方が20年度で入居したと思うので、入所した人たちの段階別の人数を伺いたい。20年の一番終わりの時点でつかんだ待機者の段階別の待機者数を伺う。すずかけについても入所状況と年度末の待機者数を伺う。

⑪ 普通は所得段階別に利用料のいろんな軽減があるが、緑寿園とすずかけの入所者の実際に入所している方はおむつ代や、かみ砕くことができない人たちはレングのための溶かすものも含めて自腹で支払っている。名目でこれだけかかるという額よりも実際に支払っている金額は日用品も含めて相当の金額になる。夏季と冬季で違ってくると思うが、病院にかかっていると変わってくるのでかかっていないことを前提にして、入所者でもっとも少ない場合と高い場合の夏、冬の金額、もし出していれば平均の金額についても伺う。

⑫ 特養のサテライト施設を町中に建設するということが言われているが、第4期計画の中では触れられていないと思う。20年度中に検討したと思うが、どのような検討が行われたのか伺う。

⑬ P527と参考資料P19の関連で、参考資料の一番最後に指定管理を行っているところの収支状況が記載されている。3つのデイサービスセンターも社会福祉事業団に指定管理しているところが載っているが、参考資料の38、39、40と42のナイスケアすずかけの収支で差し引きゼロになっている。緑寿園は13万2,629円のプラスで、ここに施設代行負担金を書いてあり先ほど言った決算書の金額と合うが、その他の収入の欄が決算書の額その他諸費の金額と合わない。どうして合わないのかが理解できないので説明願う。見晴デイサービスセンターだけその他諸費がゼロになっており、すずかけなどのデイサービスセンターへはその他諸費を支出しているが、見晴デイサービスセンターだけはないということで、その辺についてもなぜゼロなのか伺う。決算書に載っているその他諸費は、すべてデイサービスセンターにいていないということであればわかるが、わざわざゼロにしているわけなので何らかの理由があると思う。同じ社会福祉事業団に指定管理している更生園や新生園はきちんと収支が載っているのに、きちんとした数字が載っていないと経営がどうなっているのかわからない。な

ぜこういった載せ方をしたのか伺う。

高田副主幹

① 平成 20 年度は現年分の未納額がトータルで 550 万 7,996 円で、第 1 段階の件数が 65 件、18 万 9,670 円、第 2 段階が 285 件、80 万 4,780 円、第 3 段階が 112 件、45 万 1,540 円、第 4 段階が 285 件、160 万 4,770 円、第 5 段階が 270 件、190 万 9,096 円、第 6 段階が 66 件、54 万 8,140 円である。

② 正確な人数は把握していないが、三、四名程度おられるが、いずれの方も分割納付していただいている。

③ 保険料の減免申請件数は 2 件で、1 万 8,800 円である。

④ 平成 20 年度に税務課から介護福祉課に移管となり、20 年度の現年分の収納率は 98.85%ということで、前年対比 0.24 ポイントと若干だが増加している。賦課、徴収を同じ課で行うメリットとしては、介護保険制度の趣旨、介護保険料を納める意義について十分な説明をして納めていただくということがあるので、きちんとした説明をしながら納めていただくようにしていきたい。

⑦ 平成 20 年度に策定した介護保険事業計画に小規模多機能を整備したいということで盛り込んでいる。委員が言われたように公的な整備ではなく民間活力を使ってということで考えている。21 年度に入って公募して審査も行っており、22 年度には民間事業者の小規模多機能を整備していただく予定になっている。

渡辺副主幹

⑤ 介護認定審査会に要した経費の新規の認定者が少なくなっている要因だが、新規の要介護認定者は年度によってふえたり減ったりを繰り返しているもので、単年で推しはかるのは難しい状況だが、要介護認定数の増加は緩やかになっており、この要因については予防活動効果も影響していると思われ、住宅改修等の給付を受けたら更新しないという方もおられること、死亡数なども影響していると思っている。

② 金銭的な負担から控えている人がいるのではとのことだが、要介護認定の申請についてはその影響は少ないと見ている。

米澤副主幹

⑧ 平成 20 年度中にホテルコスト減額認定証を発行した延べ人数だが、第 1 段階が 26 人、第 2 段階が 357 人、第 3 段階が 112 人となっており、合計 495 人に減額認定証を発行している。

佐川副所長

⑥ ケアマネージャー 1 人当たりの作成件数についてだが、今包括支援センターに専任のケアマネージャーが 4 人いて 1 人平均 70 件持っている。大変忙しく業務をこなしているが、経験ある方たちなので利用者宅の訪問や関係する事業所とのサービス担当者会議等の定期的な業務をこなしており、時間外もなく休暇も消化している。楽ではないが過重でもないと思っている。

⑨ 特定健診は生活習慣病予防のために行っている事業で、特定高齢者を見つける生活機能評価もあわせて行ってもらっている。特定健診の受診率は 26.9%でそのうち 65 歳以上の生活機能評価を受けた人は 2.6%である。その中で特定高齢者と言われる方は 34 人で、連絡をとったところでは生活で困っていることはないとのこと、温泉教室に来たのは 1 名だった。特定高齢者を見つけるためには、健診以外に民生委員など地域の方や医療機関、本人や家族、他の部局と連携して発見、情報を収集していただきとなっており、健診には割と元気な方が来られるので民生委員などとの連携を強化していこうと今やっているところである。

小谷主任主事

⑩ 質問にあった平成 20 年 3 月現在の A の方が何人入ったかといった数字はつかんでいないので、21 年 3 月現在の待機者の判定状況についてお答えする。特別養護老人ホームについては A がゼロ、B が 13 人、C が 90 人、D が 10 人、E がゼロとなっているので、B の 13 人の中の一番最初の方が一番先に入られるという形になる。すずかけ

については20年3月現在で31人の待機者がおられたが、21年3月1日現在で52人となって19人増加しているが、9月1日現在だと約40人となっている。

⑪ おむつ代などは通常であれば介護報酬に含まれていると解釈されているので、どこの施設もおむつ代はとっていないと思うが、それ以外の総体の利用料についてお答えする。緑寿園で生活保護の方と介護保険制度以前から入られている旧措置者を除いた方で最少の方だと約3万1,000円、最高の方だと8万円前後となる。平均の金額だが、単純にことしの7月分の利用料を人数で割ると4万1,000円程度になる。すずかけは独自減免を除いた方で最少の方で3万6,000円前後、最高の方だと個室料が入るので個室の方で10万5,000円程度になる。個室でなければ最高の方で8万5,000円前後になると思う。平均の金額だが、7月分の利用料を単純に人数で割ると6万500円程度になる。

深村主査

⑬ 決算書に掲載されている3つのデイサービスセンターの要した経費のうち、その他諸費の中身だが、こちらについては施設整備をした際に市として地方債を起こして借金をしているということから、こちらの公債費、元利償還金を一般会計に補助金として支出し、一般会計が他の公債費と合わせて借入した機関に償還しているというもので、西町デイサービスセンターとデイサービスセンターすずかけについてはその他諸費の中身の大半がそちらになっている。西町デイサービスセンターについては今年度をもって元利償還金のほうは完済となっている。参考資料の緑寿園の収支で13万2,629円のプラスという部分が出ているとのことで、参考資料の見方だが、指定管理の管理者である施設側から見た収支ということになっているので、質問のあったデイサービスセンター3カ所と老人保健施設すずかけについては介護保険施設ということで施設との協定により年度末にゼロの精算をしている。年度当初に施設の職員と施設の運営管理に必要な経費を積算して予算を決定した後、年度末においてはゼロ精算という収支、差し引きはゼロにするという形をとっている。したがってデイサービスセンター3カ所と老人保健施設についてはゼロになっているが、特養に記載されている13万2,629円は、施設が受けた寄附金収入ということになっている。参考資料P19に記載されているその他の部分の中身だが、施設の職員の雇用保険料の本人負担分や実習で施設を使用させていただいた際の団体からの実習費用等の謝礼が入っているということで、指定管理の代行負担金とそうした雇用保険料とを合わせて施設側の収入として記載されているのがA欄と理解いただきたい。見晴デイサービスセンターに要した経費でその他諸費が記載されていないということについては、当然施設整備した際に地方債を起こして借金をしているが、こちらについてはP530、531の公債費で元利償還金を直接支払いをするという形になっている。参考資料P19の新生園、更生園の収支の見方とこうした介護保険施設の収支の見方が違うという部分については、冒頭説明させていただいた協定によるところと理解願う。

山崎課長

⑭ 以前、街なかの特養を、また内部的には街なかのにぎわい等を考えると若干でも外出できる養護のほうがいいのではないかといいことも含めて平成18年ころに盛んに議論され、18年の市政執行方針にも何とかしたいという方向性を出したところである。18年から介護予防あるいは地域密着といった介護保険の大きな転換という拡充の概念が入ってきて、そのときに議論の追加の中で小規模多機能の検討を積極的にしてきた。それは同じ施設で通所、訪問、泊まりもできるので、とりわけ認知症の方に非常に効果が高いことで実際に札幌の施設にも視察に行ったが、やはり効果が高かった。決して特養をやめたということではないが、優先順位という市の方向をそちらにシフトしたという経過がある。もちろん小規模も民間による中で早期に何とかし

たいということで、20、21年の市政執行方針でもうたったところだが、なかなか採算上の難しい部分などがありやっと22年に実現化にこぎつけられそうだといいところに至った。特養の部分については、今療養病床の転換等で枠外で国が認めるといった方向もあり、今問われても決断しかねているのが現状である。

委員長
深村主査

P527の件で精算するとのことだったが、どこに精算するのか伺う。

市が代行負担金として一年度間に支出した負担金に対し、年度末に施設と精算を行うというものである。

委員長
窪之内

答弁が終わったが質疑はあるか。

① 介護保険料について、減免申請は2件だけなのでないに等しいが、介護保険料の段階が細分化されてきていることが減免申請がないことにつながっているのか。いろいろと周知はしていると思うが、その辺の見解を伺う。

② 現年の未納者の中で保険料の段階が高い人の金額が大きい、第3段階までの人は市民税非課税世帯であり、こういう人たちの納付は本当に厳しいと思う。滞納者の方たちで分割納入されている方たちの傾向として、所得の低い人からはなかなか納入されないで高い人たちから納入されるのか、それとも低い人たちから納入されて高い人たちから納入されないのか伺う。

③ 介護予防で特定高齢者を見つけ出すということについて、元気な人が受診に来るので健診を受けていない人の中からどう探すかということで、民生委員との連携ということがあった。個人情報の保護との関係で民生委員になかなか情報が伝えられないことがあると思うので、民生委員は歩いてそういう人たちを把握しなければならないと思う。その辺は今配置されている民生委員との関係で見れば、そういった情報でふやしていくことが可能と押さえているのか伺う。

④ 待機者の段階別の入所者はつかんでいないということだが、平成20年3月段階でいた104人のうちどれぐらいの方が入所したのかわからないということなのか。入所している中には104人以外にもその年にすぐ入所する人もいるわけで、ずっと待機しているのではないかという心配がある。待機している104人のうち亡くなったり、違う施設に入った方もいると思うので、そういう意味で緑寿園とすずかけの入所者数がわかれば伺う。

⑤ 先ほど緑寿園とすずかけの金額を聞いた。生活保護を抜かしてもっとも少なくても3万1,000円、すずかけで3万6,000円、平均で4万円、6万円ということになると、国民年金だけの生活者から見れば、家族やだれかからの支援がないと入れない仕組みになっていると思うが、そういった家族支援の実態についてつかんでいければ伺いたい。生活保護受給者でも特養、すずかけに入れるのか伺う。もともと入っていた人と別に新規で入っているのか伺う。

⑥ 最後の収支の関係で市とそれぞれの施設が精算するとのことだったので、結果的には予算していた指定管理代行負担金と収支が合わない場合は、指定管理代行負担金を年度末にプラスしてゼロにするということと受けとめていいのか伺う。そのようにしてしまうと、緑寿園などは本部の経費をどのように負担しているのかがよくわからない。社会福祉事業団の本部経費というのは違った形で指定管理代行ということで落としているわけではないと思うが、本部は新生園や更生園などここでプラスになっている経費で賄っていると理解してよいか。

⑦ なぜ見晴デイサービスセンターだけ公債費で元利償還なのか。ほかの2つと違う理由について伺う。

小谷主任主事 ④ 104人の中からどのぐらいの方かというのはつかんでいない。ずっと待機してい

る方がいるかどうかということだが、長い方で平成15年9月に申し込まれた方でまだ順番が来ていない方がおられる。この方は老人保健施設に入られている方で介護度1で順番がなかなか回ってこない状況になっている。本人を含め家族にもその旨説明させていただいている。

⑤ 生活保護の方については、特別養護の老人保健施設についても介護扶助でその分は賄われるので、お金の面で入れないということはないと認識している。家族の方がどれぐらいの割合で支援しているのかというのはつかんでいない。

高田副主幹

① 平成18年の制度改正で介護保険料の第2段階の方が2つに分かれて、かなりの方が0.75から0.5に落ちた。現在もその段階は2,700人ほどのかなり人数の多い階層で、18年の制度改正でかなりの方の保険料が軽減されたことが要因と思うが、それ以降は減免の件数が少なくなっている。

② 現年の未納の傾向だが、先ほど段階別の件数と金額を申し上げたが、第1段階から第3段階までの非課税世帯と第4段階から第6段階までの課税世帯との構成比で申し上げますと、第1段階から第3段階で43%ということではほぼ半々か若干非課税世帯のほうが少ないような構成割合になっているのも事実で、低所得者あるいは第6段階の方でも分割納付されており、その差というのは制度を理解しているかいないかとか保険料の意義などの関係が大きいのではないかと思っている。今回介護福祉課のほうに徴収業務が移管されてきたので、その辺も十分配慮して効率のよい徴収につなげていきたい。

渡邊主査

③ 特定健診で受診票を持って来られる方は、非常に健康に興味がある方で発見率が低いということになった。19年度に民生委員にお願いして地域で気になる方の情報をいただいたときのほうが若干だが温泉教室につながったということもあり、今年度は各民生委員の定例会に担当者が入って詳しい情報をもらうなど、全員の個人情報という開示はしていないが、民生委員は年に1度春に75歳以上のお宅の戸別訪問をして詳しい情報をお持ちなので、気になる段階で私どものほうに情報を入れていただき、訪問するなどしている。認定の非該当者、健康づくり課や病院にかかっている方もかなりおられるので、退院時等に認定を受けるほどでもないが気になる方、地域医療室や他機関との連携、ネットワークを広げて把握していこうと考えている。

深村主査

⑥ 運営に用意した経費が超過すれば市のほうからはプラスして出す、あるいは余ったということであれば精算で戻してもらうという形をとっている。社会福祉事業団の本部経費については、本部が事業実施主体ではないので、社会福祉事業団側の各施設ごと、これは一般会計と特別会計の2つに分かれるが、会計間での繰入金ということで応分の負担を各施設から求めているという部分と雇用保険料等のその他収入などによって本部経費は成り立っているという観点で受けとめていただきたい。

⑦ 見晴デイサービスセンターについてだが、これは介護保険制度導入時に変わった部分が大いと思うので、制度導入前に建設した施設については基本的に一般会計から負担し、制度導入後に施設整備を行ったものについては介護特会が負担をするということで、財政担当者の意図する部分が大いなので推しはかれない部分は若干あるが、そういったことで各々の会計間の負担を行っているという理解願う。

窪之内

本部会計と各施設との関係で見れば、例えばデイサービスセンターの支出の中に本部会計へ負担している支出が含まれていると理解すればいいということか。

深村主査

言われたとおりである。

橘部次長

⑤ 質問の中で生活保護者が老人ホームに入っている状況の話があったが、生活保護者が入っている特養は8人おり、そのうち2人は市外の方である。すずかけには3人

入っており、参考までに養護は5人ということである。年金をもらっている方もいない方もおられるが、住居としては生活保護法第19条第1項第2号ということで2号措置の方、帰来先のない方がほとんどである。

委員長
大谷

他に質疑はあるか。

剰余金が出ることは喜ばしく思うが、1億5,000万円ということで去年が9,500万円なのでかなりふえている。喜ばしい反面、せっかくいろいろな介護サービスを計画してもそれを使えない、助成金なので枠があって利用したいけれどもできないという方が結構いる。毎年同じような内容でサービスをしていくと不用額がこのように大きな形で残っていく。今は紙おむつなどは対象にはなっていないと思うが、今後サービス内容を広げていって利用者に喜ばれるような内容に変えることを検討したことがあるのか伺う。

高田副主幹

剰余金で1億5,000万円というのは、介護保険事業勘定とサービス事業勘定の両方を合わせてということだと思うが、介護保険事業勘定の9,800万円については、何かの財源不足のときに取り崩してということで、金額的なことを含めて基金の保有の仕方については、各保険者において最低限必要と認める額以外は基本的には次の計画のときに繰入しなさいという国の指導になっている。今回平成21年度から23年度の3カ年間の介護保険事業計画の中で1億円のうちの6,000万円を取り崩す計画をしており、非常事態のときに万が一不足してはいけないので最低限度ということで4,000万円を保有する形にしている。サービス事業勘定の5,200万円程度の剰余金については施設運営の関係で何か臨時的な財源不足等に備えての剰余金ということで、紙おむつという話もあったが今現在そういう検討はしていない。

大谷

P491の居宅介護サービスの欄でも多くの不用額が出ており、必要なときのために残しておくというのわかるが、もう少し範囲を広げた内容を検討していくべきだという反省がないかどうか伺う。

委員長
大谷

もう少し具体的にお願いします。

先ほど紙おむつと言ったが、紙おむつは必需品で多くの人から何とかならないかという話を聞いているが、今は対象にないのでやむを得ないということで話をしている。本当に必要なものであればそういうところまで枠を広げて検討すべきと思うがいかがか。

委員長

紙おむつについて検討しなかったことへの反省はないかということでよいか。(よし) 答弁願う。

山崎課長

確かに残額は相当出ている。独自にサービスできる部分も支援事業などであるが、それについても給付費の決められたパーセンテージの中でしか独自事業を組めないという保険制度の内容になっており、なかなか市独自にやるとすれば介護保険ではない単費などを検討しなければならなくなる。この不用額について、ほかの会計に比べて物すごく大き過ぎると言われれば読みが甘かったということ認めざるを得ないが、近年大きな施設ができたりして介護保険運用上、万が一足りなくならないようにということで多めに予算を組むということを現実に行っている。足りなくなると準備基金等を運用することになるが、事務的な問題などもあり、施設の場合は介護度が重い方で療養病床等を利用されると1人で何百万円、10人入ると相当な金額になるので、相当かかることを仮定しても足りるようにという組み方をしているので残が大きく出ているということで理解願う。

委員長
清水

他に質疑はあるか。

① P458、繰越金の質疑を踏まえて聞きたい。繰越金が前期5,801万円だったのが今

- 期9,849万円ということで4,000万円強ふえているが、この要因について伺う。
- ② 答弁の中で6,000万円ぐらい取り崩すような説明をした。取り崩すというのは基金に繰り入れるということだと思うが、ルール外でどんな歳入があるのか伺いたい。6款の他会計繰入金における独自繰入がどれぐらいあるのか伺う。
- ③ 介護給付費準備基金が1億881万円出ているが、これの適正な金額の考え方について伺う。年度途中で基金に繰り入れるなどのことも検討されたのか伺う。
- ④ P468、地域支援事業交付金について、特定高齢者事業にかかわる国庫支出が854万円ということでよいのか伺う。また、P495、この歳出が特定高齢者事業787万円であるのか伺う。
- ⑤ 特定高齢者事業の内容がホームページに高齢者福祉サービス一覧と出ているが、なぜこの中に老人福祉住宅が載っていないのか伺う。
- ⑥ 老人福祉住宅のサービス内容について、社会福祉協議会とどのような契約、指示をしているのか伺う。実態として社会福祉協議会はどのようなサービスをしているのか。特に家事援助について、ゴミ袋の集積場までの移動について、除雪の程度は福祉除雪と比較してどうか、除雪機はショベルかロータリーか、これらはリースか社会福祉協議会の備品かについても伺う。
- ⑦ P478、484、保険料の滞納にかかわって法令に基づくサービス制限を実施しているかどうか伺う。しているとすればどのような制限をしているのか伺う。
- ⑧ P487、第三者納付金139万円の内容について伺う。
- ⑨ 2つの会計にまたがると思うが利用料の滞納実態について伺う。これによるサービス制限の実態についても伺う。
- ⑩ P495、特定入所者介護サービス費の執行率が98.1%と高いが、市外と市内の割合について伺う。
- ⑪ P497、包括的支援事業について、先ほど窪之内委員の質疑ではケアプランは70件で負担ではないといった趣旨の答弁だったが、平成20年4月に行われた第1回地域包括支援センター運営協議会では、委員から今後委託しているケアプランをすべて包括支援センターで立案するとしたら可能かという問いがあって、事務局から現状では担当1人70件近くのケアプランを立案しており、適正にマネジメントするには限界である。今後委託が不可能となれば市と相談し対応も検討していかねばならないとの答弁で、先ほどの答弁と整合性がない。困っているのか困っていないのか、職員をふやす必要があるのか、あるいは委託をふやす必要があるのかについて矛盾のない答弁をお願いする。
- ⑫ ケアプランの8割以上は直営で民間は2割弱ということだが、1件当たりの金額について伺う。同じ単価であれば単価のみで結構である。
- ⑬ 民間委託をふやせない要因は何なのか伺う。結局のところ、ケアプランはやるが相談業務等に支障を来しているといったことがないのか伺う。
- ⑭ 第4回地域包括支援センター運営協議会で医療度が高いとショートステイなどを受け入れてくれる施設がない、病院対応も難しい、訪問看護は限度額の壁で利用しづらいとの意見が、恐らく訪問看護事業者からだとするが聞かれた。介護施設側としては看護師増ができないため医療度の高い人は制限せざるを得ないということで、医療度の高い人の介護対策をどのように行っているのか伺う。
- ⑮ P511、512、繰越金が前年度よりも1,421万円増加しているが、サービス特別会計でいえば公債費の支出がその変動要因だと思う。この年度は9,000万円強だが残額が幾らになったのか、また何年度までなのか伺う。

⑯ P517、緑寿園の待機者数について、要介護度2以上でどれぐらいの期間待機しているのか伺う。

⑰ 指定管理の参考資料で3つのデイサービスの収支がゼロということについては、窪之内委員が質疑したが、こういう特定の施設については収支をゼロにしろという契約の仕方はどこからどういう理由で発生したのか。市の指定管理方式として一般的なやり方なのか、それとも非常に特殊な事情があつてのことなのか伺う。

⑱ 指定管理代行負担金の関係で、予定価格と随意契約の結果、落札率が何%だったのか伺う。

⑲ すずかけの介護職員不足は、平成18年、19年と大変な状態だったが、介護職員不足が解消したのか伺う。

⑳ 指定管理代行負担金の積算における人件費の積算単価について、施設長クラス、課長クラス、介護職員、嘱託職員、あるいは資格別に介護福祉士、看護師を持っていれば幾らかといった積算の根拠を伺う。

㉑ 指定管理代行契約で社会福祉事業団がいろんな物を発注する際に、地方自治法に準じた形で工事契約は幾ら以上は入札にしろ、随意契約はこういうときに限るといふようなことや市内業者を使うということを明記して実行しているか伺う。

㉒ 各施設の除雪業務だが、平成18年度からか19年度からだったか正確にはわからないが、複数業者から1社独占になったという事実を把握しているかどうか、またそれが指定管理代行契約と矛盾がないのか伺う。

米澤副主幹

① 平成19年度の繰越額5,801万円については、翌年度国庫支出金等で精算する額が1,399万円ほど含まれており実質4,401万円の繰越となっている。20年度の繰越額も同じく翌年度精算分として2,468万円が含まれているので実質7,381万円となり、繰越額の増は2,980万円ほどとなっている。グループホーム、有料老人ホーム、療養型医療施設など相当数の施設の定員を抱えているのでその増を見込んで計算したが、ふえなかったことが主な要因と考えている。

② 現在介護保険特会の保険事業勘定の中ではすべてルール分の繰入のみで、特別独自の繰入は行っていない。

④ P468の854万円の根拠だが、これはP494、3款1項1目、介護予防事業費で3,113万3,042円の支出に対しての補助となっているので、特定高齢者に限って補助されたものではない。

⑦ 現在未納によることが原因でサービスの制限を行っている実態はない。すべて納付相談等に応じており、サービスはそのまま使ってもらっている。

⑧ 第三者納付金は、交通事故が原因で介護が必要になった方の介護給付費で、国保連合会を通じて保険会社に請求していただいて入金になったものである。

⑩ 特定入所者介護サービスについては、先ほど交付件数495件と報告させていただいたが、市内の施設利用者に対して341件、市外の施設利用者に対して154件という内訳になっている。

高田副主幹

⑤ ことしの6月に広報の折り込みで全戸配布した高齢者の保健福祉介護という冊子にはすべてのサービスを載せているが、市のホームページには建物系、施設系のサービスについての掲載が抜けていたので近いうちにアップしたいと考えている。

渡邊主査

⑪⑫ 現在介護予防のケアプランの報酬料は1件につき国保連合会からの収入4,000円で、委託費として1件につき3,200円を居宅介護支援事業所に支払っている。その差額は、契約及び担当者会議、給付管理業務を行っている包括支援センターでいただいている。毎月50件から55件委託しているが、これは市のほうで制限しているとい

うことではなく、国の基準の8件まで委託できるという状況に応じて居宅介護事業所のほうで、うちで受けられますというところに委託している。中には介護ケアプランは介護度によるが1件につき1万円から1万3,000円のケアプラン料がいただけるので、介護予防のケアプランは1件も受けませんという事業所もあるので、居宅介護支援事業所の持ち件数によって何件までは受けられるということで50件から55件程度を委託している。これに関しては全部包括支援センターでできるのかといった質疑もあったが、今の350件程度だと専任でぎりぎり適正なマネジメントができると思うが、この50件から55件もすべてうちでとなると厳しいということになる。ただ毎年委託件数も落ち着いており予防給付の件数もふえていないこと、新規で介護に行かれる方、移行も含めて安定していることから、現在の状況で何とかやっているという状況である。先ほど札幌の状況については把握していなかったのですが、札幌市の包括支援センターに問い合わせたところ、包括支援センター自体が委託となっており、その中から包括支援センター直営でケアプランも受け、そこから民間の居宅支援事業所に委託している件数についても条件は同じで国の基準である1人につき8件以内ということで、包括支援センター直営が9割、居宅支援事業所には1割程度しか委託していないということなので、滝川市とほぼ変わらない状況である。

⑬ 相談業務の弊害がないのかということだが、業務も分担しており、予防プランについては専任のケアマネージャーがほぼやっており、包括支援センターの保健師、社会福祉士などの3職種は相談業務に専念できる状況になっている。

深村主査

⑭ 確かに繰越金はふえているが、平成19年度と20年度の決算額で比較すると、歳入であれば2.2%の増、歳出であれば1.1%の増ということで前年度の繰越金に当該年度の繰越金が若干加わったことによる繰越金の増であり、サービスの運営、実施については昨年度と何ら変わっていないし、状況等についても大幅な変化はないと理解願う。老人保健施設ナイスケアすずかけの元利償還金の関係については、平成44年度まで償還が続く。本年度から44年度までの元利償還金合計では16億6,700万円程度ということになっている。

⑯ 老人福祉住宅の事業については、他の4事業と合わせて5つの事業を社会福祉協議会へ業務委託している。契約に際しては双方の役割、責任を明確にして業務委託契約書を取り交わしている。契約書においては介護保険条例施行規則に老人福祉住宅の管理運営要綱についての条文が盛り込まれており、これに基づいてサービス提供を実施することとしているが、これに定めのないものについては関係業務実施仕様書を示してそれに沿って業務を行っていただいているので、指示という部分については、委託サービスの実施に当たっては契約書に従って業務を遂行していただくということで、サービス内容の変更、廃止、中止等の場合は甲乙で速やかに連絡調整を行っており、毎月第1水曜日には社会福祉協議会と団地ヘルパーと介護福祉課、包括支援センター職員によるヘルパー会議を開催して緊密な連携を図っているところである。具体的な業務の内容として家事援助ということだったが、仕様書においては家事援助の部分については体調不良時と必要に応じて軽度の家事援助を行うとうたっている。具体的な家事援助の内容ということで、社会福祉協議会に照会し毎月提出されている各ヘルパーの業務日誌に基づく内容によると、現時点で家事援助という部分はほとんどなく、必要に応じてごみ出し等を行っているのが現状である。例えば体調不良時であれば通院同行という部分もあるが、この通院同行の部分については家事援助とは別に仕様書にうたわれている。常駐することによる入居者との顔なじみという部分もあり、仕様書にとらわれずにヘルパーが好意でやっている部分も実態としてはあると思う。ごみ

袋の集積場所までの移動については、確認した限りでは該当者が現在3団地で1人おり、この方はかなり足が悪いということから自宅の中のごみ袋を集積場まで持っていき、あるいは玄関先に置いてある物を持っていくかはその時々状況によると聞いている。除雪の程度は福祉除雪と比較してどうかということだが、福祉除雪は緊急時の避難路の確保ということで1メートル幅の除雪を行っている。一方、老人福祉住宅の冬期間の除雪については、玄関前、通路部分の除雪を常駐するヘルパーが行うことから、福祉除雪のレベル水準と比較するとある程度の維持は保たれていると思う。除雪機については市所有の小型ロータリー除雪機を使用させていただいており、燃料費、消耗品費、修繕料等の必要経費については、老人福祉住宅の管理委託料の中に計上している。

小谷主任主事 ⑨ 平成20年度分で滞納された方は38件、金額にして414万5,671円である。これらの方については、今現在で約138万円納付いただいているところだが、残りについても本人や家族に対して納付を促して徴収に努めたいと思っている。利用料滞納によるサービスの制限は基本的にはない。

⑩ 緑寿園の待機者については介護度別に集計していないので正確な数字は出てこないが、窪之内委員の質疑で答弁したとおり、B判定の方13名、C判定の方90名ということで103名が2以上もしくは3以上の方と思われる。

佐川副所長 ⑪ 医療処置のある方は、ほとんどショートステイはできない。施設側でも看護師がいなくて受け入れられないと困っており、主治医のいるところをお願いしたり療養型があいてないかを確認しているが、多くの場合は家族の方に頑張ってもらっているのが実際のところである。今の制度上では対策がないのが現状である。

山崎課長 ⑫ 先ほど債務償還の話があったが、当然施設を持たない町ではサービス勘定という特別会計を持っていない。サービス勘定を設ける中で、基本的にサービス勘定の中で債務償還費を持つという基本的な考え方があったように受けとめている。指定管理を行う中で利用料金制度と料金収受代行制度があり、利用料金制度は介護報酬などを施設側で調整して使うもので、料金収受代行制度は施設の利用料金について指定管理者が徴収を代行し、最終的には滝川市の収入となって別途管理運営に必要となる経費を指定管理者に支払うというものである。市としては前提として債務償還費を確保したいということ、なおかつ適正な中でゼロ精算ということで当初は非常に厳しい部分もあったが、施設側の努力により大半がやりくりできるようになってきた。介護保険制度が平成12年に始まって以降、施設体系についてはそのような扱いをしているということである。

⑬ 相手方を指定するという事の中で入札の実態はなく、予算額を積算した中で協定書を締結し、その中で適正に執行したと認める中で決算額に応じて精算することなので、落札率というよりも予算執行ということの中では、結果としてはこちらの表に書いてあるとおりであり、協定ということでは予算額が基礎になっているという方法をとっている。

⑭ 人件費そのものについては別だが、それぞれ施設長、課長とかランクに応じた金額を積算して上乗せするやり方はしていない。積算の内訳については把握していない。

⑮ 協定書そのものに自治法、労働基準法、労働安全衛生法など関係法を順守しなければならないということを明記している。市内業者の優先ということについては、協定書そのものにはうたっていないが、当初の計画書には、話し合いの中で市内業者を使用するように努めるということで明記されている。

⑯ 市としてその辺について明確には把握していない。指定管理上問題がないかとい

う部分では適正に行われていると信じており、問題ないと思っている。

⑱ すずかけの関係で職員不足ということは施設長からも聞いていない。最近の状況として、介護職員、看護職員の配置基準である入所者3人に1人ということでは、おおむね2.5人に1人の職員が配置されていることで、基準上は問題なく運営されているということである。

委員 長
高田副主幹

③について答弁願う。

③ 大谷委員の質疑のときにも答弁したように、国の考え方としては各保険者において最低限必要と思われる額を確保して、それ以外については次の計画のときに繰入をなささいというものである。1億800万円の基金があるので最低限必要な部分ということで4,800万円を確保して6,000万円を第4期の計画の中で取り崩すような計画を立てたところである。

委員 長
清 水
委員 長

清水委員、再質疑あるか。

7点ほどある。

それではここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:59

再 開 12:59

委員 長
清 水

休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員。

① 老人福祉住宅の家事援助についてだが、答弁ではごみ出しについては3団地で1人、そのほかは体調不良時に軽度の家事援助をするという契約をしているがほとんどないとのことだった。入居時にヘルパーあるいは社会福祉協議会から渡されるA4判1枚のサービス内容があると思うが、そこには体調不良時の軽度の家事援助、ごみ出しというような記載はない。実際に入居者に対してどのような説明がされているのか。契約どおりの説明がされていないと疑わざるを得ないが、入居時にきちんと伝えられているのかについて伺う。

② 医療度の高い人の施設受け入れについては非常に困っており、家族に頑張ってもらうしかないという状況が答弁されたが、これは国の制度上の問題と思う。こういった状況を改善するために市として国等にどのような活動をしているか伺う。

③ 特養でBランク13人、Cランク19人ということで要介護度が大体2ないし3という方が該当すると思うが、32の方が昨年1年間に入れなかったということで、要介護度2、3の方はすずかけには入れないので本当に困っていると思う。病院はあくまでも介護施設とはサービス内容が違うので、病院にいるからいいという話ではない。そうすると在宅で家族が頑張るしかないということがここでも起きている。B、Cランクの方がなかなか特養に入れないという実態について、市としてはこれでいいと考えているのか、それとも改善に向けて国に施設定員の増等について要望するなどしてきたのか伺う。

④ 先ほどのデイサービスセンターの3つがゼロということについて、情報開示で取った資料だが、資金収支決算内訳というのがあって人件費、事務費支出等50項目ぐらゐの積算の結果が歳入2項目の合計とぴったり合って差し引きゼロというものが決算内訳ということで市に出されている。しかし、これはゼロにしささいということでゼロにしたということであれば実態と違うことになる。実態と違う決算内訳を決算として出すようなことで、社会福祉法人のいろんな法令があるが、コンプライアンスの問題は大丈夫なのか伺う。

⑤ 予定価格がないのに契約ができるということで、先ほどの答弁では社会福祉事業団が指定した金額で随契をするということだと思うが、そのように解釈してよいか伺

う。また精算という言葉が出てきたが、具体的にどのような行為を指すのか伺う。

⑥ 指定管理先が行う契約で、市内業者を使うことについては契約書ではうたっていないが、これまでいろんな場で合意を得ているとのことだった。しかし、江部乙の何人かの商店、個人事業主に聞いたところ、社会福祉事業団からは全然注文が来ないということだった。注文が来るのは何かが1つ足りないとかで、トイレットペーパー、肉、魚、米、果物といった注文は全然来ないようなことを聞いたことがある。そういう点で市内業者を使っているということについてどのように把握しているのか。給食関係を含めて総事業費10数億円というところなので、完全に把握するぐらいでないといけないと思うが考えを伺う。

⑦ 除雪業務の発注について把握していないということで大変驚いた。休憩中に調べて1社であることは確認したと思うが、入札を行ったのか伺う。また燃料についても入札を行っていないといった話を聞いたので、これについても伺う。

小谷主任主事 ③ 緑寿園の入所の判定については、以前から答弁申し上げているとおり点数で決めている。介護度はもちろんのこと、家族の状況、家族の構成、家、病院、施設といった待機の場所、経済の状況も判定の項目に入っており、それらを総合的に判断して判定している。介護度2の方で入りづらいということがあるかもしれないが、それらの介護度以外のところで点数が高くなって実際に入所されている方もおられる。それ以外にも相談の中で特筆すべき事項がないかどうかとも聞き、それらも加味して判定していると聞いている。質問の中ですずかけに介護度2、3では入れないとあったが、すずかけは介護度1以上で基本的には入れるので訂正させていただく。施設の定員増の要望についてだが、滝川市の特別養護は定員200名である。道内においても同様の規模の特別養護は1カ所ないし2カ所しかなく、滝川は定員が多いほうだと思っており、そこからふやすというような状況にはないので、要望したことはない。

深村主査 ① 先ほどの業務仕様書の中身については、市と受託業者である社会福祉協議会との中で必要事項として定めているものである。入居者の方に対しては、建築住宅課において住宅の申し込みを行った際に、こうした住宅がありますよということで大まかな老人福祉住宅の目的、サービスの内容等について説明してもらっている。これを受けて入居を希望される方には1階の介護福祉課に来ていただき、ヘルパー派遣申出書を提出していただいている。その際にも、口頭ではあるが朝夕のナースコール、冬期間の除雪、入浴施設の準備作業、清掃等といった主なものを中心に話をしているが、日常の軽度の生活援助についても話している。実際に事前に見にいかれる方もいるし、入居される段階でヘルパーからこういったサービスをこの住宅においては行いますということで、あいさつを兼ねて直接ご本人のところへも顔を出してサービス内容の紹介を行っている。現在入居されている方は、ほとんどの方が長年住んでおられるということから、ヘルパーとも顔見知りの関係が築かれているという部分が非常に大きいと思う。このことによってお願いしやすい環境づくりというものができあがっていると認識している。

佐川副所長 ② 国や道の調査ものやアンケートが来たときに困っているというふうに書いていることと、会議や研修会があったときに意見交換をしている。いろんなところがそのようにとらえていると思うので、最近是指導を受けた介護福祉士が看護業務をできるという流れになって検討されているところである。そうなればたんを取ったり、処置をするといったことを介護福祉士ができるようになり、看護師がいなくてできないという部分が解決され、また少し変わるのではと思っている。

山崎課長 ④ 清水委員が情報開示で取ったのは最終決算の数字だと思うが、協定を結んだ後、

実際にかかった決算額については、年度終了後に市に事業報告ということで社会福祉事業団から数字を出してもらい、その数字を確認して市として協定金額が多過ぎれば戻してもらい、少なければ追加で交付するというので、最終的に決算額と同額でゼロになるということで、その金額がつくったものであるとか、仮りのものであるということではない。あくまでも精算という意味は、正規にかかった分は市として払い、余った分は戻してもらおうという中でゼロになっているということである。

⑤ 社会福祉事業団からの指し値ということだったが、決して社会福祉事業団の言いなりになっているということではなく、市として本来必要な金額について事業折衝する中で、これでやれると予定した予算額で予算づけをしておき、その予算でやってもらう、その管理代行負担金の中でやってもらうということである。

⑥ 細かく把握すべきということだったが、実態として細かくは把握していない。ただ業者等から意見があった場合は、社会福祉事業団に話して使うように努めてほしいという話をし、社会福祉事業団からも努めるということをやっているレベルである。

⑦ 除雪業務については、休憩中には把握していない。燃料についてもこちらでは把握していない。

清 水 ① 3施設ゼロというよりももっと大きい話で、最初の協定額と最終決算額を埋め合わせて精算し、決算額で契約を結ぶということが明らかにされた。契約金額は最終的に精算をして決める、つまり社会福祉事業団の決算額に合わせるということが明らかにされたと思うが、こういうやり方は考えられない。委託でもないし、そもそも指定管理制度の趣旨というのは、こういう仕事をこういう金額でやるという提案を受けることなので、全くそういう行為がないということで指定管理委託制度にも反するし、大きな面で市にとって公正な契約でない可能性が極めて高いと思うが、考えを伺う。その際、指定管理の予算額を超えないという話をしたが、予算書に書かれている金額を超えないということで理解してよいか伺う。

② 市内業者を使うということについても、除雪が1社になったことや燃料についても入札をしているかどうか把握していないということなので、質疑を留保したい。市長への質疑までにそれを把握して答弁いただきたい。

委員長 休憩する。

休 憩 13:23

再 開 13:28

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。ただいまの除雪業務と油の関係から端を発する入札をしているかどうかなども含め、その辺について確認してもらうことができるか確認する。

ないようなのでこちらで整理する。知り得る範囲で答弁いただくということと、そうしたところまで影響力を行使できるということでは規則的にはないと思うが、要するに合理的であるかどうかとか、一般常識を物すごく逸脱しているかどうかということを除いて基本的に入札しなければならないという規則はない。

清 水 ないかどうかは精査しなければならない。

委員長 ルール的なことは今答弁できると思う。まずこの件について答弁願う。

浦川副主幹 今答えなければならないのは、指定管理者が入札行為をしなければならないということよいか。(よし)市の規定上も、地方自治法上も、入札しなければならないという規定にはなっていない。

清 水 物品購入で契約についてどのようなことが書かれているのか伺う。

浦川副主幹 地方自治法上は、何も指定管理者制度に関しての特別な規定はない。

清 水 滝川市の指定管理の諸制度があるが、そういうものには契約はどのようにするといった表現はないのか。

浦川副主幹 申しわけないが、市の規定等細かい物を持ち合わせていないので、そこに具体的にどう書いてあるかは今答弁できない。

委員 長 基本的には第三者法人がやっているということなので、そういう規定がなければそのことについて何とかしなさいという話にはならない。今、質疑、答弁をしている間にそれを調べていただくということでお願いします。引き続き答弁願う。

山崎課長 ④ 決算額で契約をしているということだったが、決算額で契約しているわけではない。予算に基づいて契約し、契約した金額から最終的に余ったら戻してもらうという中で不用額が出ることで、後に出た決算額でさかのぼって契約し直すというような処理はしていないし、できない。

清 水 契約後に精算をすることは、どういう規定に基づいているのか。介護保険での指定管理契約だけのことなのか、それともほかにもあって特殊ではないということか。もし特殊なのであれば、最初に契約したらそのとおりののが普通の商習慣であって、損したからもらう、儲かったから返すというのは普通の商習慣ではないと思うので伺う。

委員 長 先ほど基づいたものに対する答弁はあったと思うので、その辺を理解いただいた上で質疑をしていただきたいが、もう一度そういうものも含めて答弁願う。

山崎課長 正確なところは把握していないが、ほかにもあると思っている。先ほど利用料金制度と料金收受代行制度のところでも話したが、必要分だけを払うというやり方も指定管理の中には制度として現に存在している。この辺の話は制度そのもののことなので、介護福祉課の所管を逸脱している部分になるかもしれないが、現実にあるし、介護報酬とかを施設が全部担って徴収してそこで使うということで、国の定めた報酬に従ってやっているところも当然ある。一方、滝川市の場合は債務償還に充てるということで、当然返さなければならないお金なので、それを払うために事務的指標として收受代行制度をとっており、市のほうで徴収して必要な分を指定管理者に支払うということを基本的な考え方としている。

委員 長 今調べにいらしていただいているので、暫時休憩する。

休 憩 13:39

再 開 13:46

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。調べていただいた件について答弁願う。

浦川副主幹 指定管理者の入札等が必要かどうかということだったが、地方自治法あるいは市の条例、規則、事務取扱要領にも、入札ということ自体が地方自治体に求められている行為だと思うので、一般の団体に対して入札というような表現自体がないということと、それに類するような表現の規定もない。公募する場合には、基本的な考え方、公募の前段として効率化や管理運営費の節減に努めることというようなことはうたっているが、指定管理者が何か契約する場合にこうしなければならないというような決めはない。

山崎課長 精算がおかしいという部分を補足説明させていただく。協定の仕方そのものが、当初負担金については概算払いの方法により行うということで、一たん概算で払ってそれを協定書の中で管理業務を行うのに必要な経費の実績に応じて年度末に精算するものとする明記して最後に精算するというところを行っている。事業計画というのが協定書と一体をなしており、その中に地元の市内発注ということで、すべてではないが、雇用、物品及び委託業者についても最大限地元からの納入、発注を考えており、経費

- 節減、業務の質等を考えながら適切に発注をとということも文言でうたっている。
- 清水 油と除雪については質疑留保を取り下げる。今の答弁について質疑する。地方自治法の 234 条、契約の締結では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札云々ということで書かれているが、随意契約ができる場合は次に掲げる場合とするとして 9 項目が書いてある。この中のどれに当たるのか伺う。また概算払いという契約の方法は、聞いたことがないが、ほかに事例があるなら教えてほしい。ないと思うが、どこかの事例を参考にしてやったのか伺う。
- 委員長 休憩する。
- 休 憩 13:50
再 開 13:50
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。答弁願う。
- 狩野部長 概算払いでの協定については、例えば公民館等の管理代行負担金の中でも、例えば灯油代の単価がその年に上がったとか突発的な事項に対応が必要な場合は、最終実績報告を受ける中で、甲乙が協議の上で代行負担金の額について変更することは、それぞれの協定書の中でうたわれているはずである。公民館等の代行負担金の中ではあり得る話で、翌年度に必要な部分の繰越金等の二月相当分ぐらいが必要な場合は、その分は認めるが、それを超える部分については協定の中で双方協議をして返還をしていただくという管理代行負担のやり方も実際に行われているので、概算払いというのは特にここだけに限ったことではないということで答弁させていただく。
- 浦川副主幹 指定管理者の指定と指定管理者との協定について分けて説明させていただく。公の施設の指定管理者の指定は、適切な団体を選定することが地方自治体の長に求められている行為なので、国でも入札行為になじまないという考え方がされている。指定管理者との協定については、長と指定管理先との協議によって協定書を定めることという総務省からの通知というか、通達というか、指導といったこともなされている。そもそも契約という概念ではないので、地方自治法の 234 条には該当しないという扱いになっていると考えている。
- 委員長 流れなのでやっているが、ただいまの質疑などは指定管理をするかしないかという指定管理の指定についての議案の審議の際に行うべき話で今行うべき話ではないと理解するので、十分注意していただきたい。
- 清水 私も理解不足の点があった。この場でこれ以上の質疑は控えたいと思う。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)
以上で認定第 7 号の質疑を終結する。所管入れかえのため休憩する。再開は午後 2 時とする。
- 休 憩 13:55
再 開 14:02
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。認定第 2 号について説明願う。
- 西村部長 認定第 2 号 平成 20 年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(認定第 2 号を説明する。)
- 榎木課長 (認定第 2 号の詳細について説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 窪之内 ① 基金繰入が 2 億 1,000 万円ということで近年にない基金への繰入ができた主な要因について伺う。
② 平成 20 年度より 75 歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行した。初年度の結果

としてこの移行が国保会計の収支にどういった影響を及ぼしたのか伺う。プラスではこういう面、マイナスではこういう面があったという形で答えていただきたい。

③ 後期高齢者医療制度への移行以外に乳幼児医療助成の対象年齢の拡大など国保会計にとっては収支に影響がある制度改正が年度途中でもいろいろあったわけだが、その改正が国保会計にどんな影響を及ぼしたのか伺う。

④ P284、285、国民健康保険税の滞納額について、加入世帯に占める滞納世帯数がどの程度になるのか伺う。50万円以上の高額滞納世帯数がどの程度あるのか伺う。滞納者に対して年度中に差し押さえ等の法的手続を行った件数とそのことによって得られた回収額について伺う。

⑤ 滞納者に発行される短期被保険者証と資格証明書について伺う。20年度当初に発行されていた世帯について、年度当初の世帯数と滞納額を軽減なし、7割、5割、2割に分けてどの程度納入になったのか伺う。20年度末にもっとも近い時点での調査における短期被保険者証と資格証明書の発行世帯数と金額について、段階別に伺う。

⑥ 不納欠損金額が8,606万3,000円あったが、欠損処理をした世帯数の合計と1件当たり50万円を超えた欠損処理世帯がどのくらいあったのか伺う。

⑦ ほかの保険制度の資格を喪失した場合は国民健康保険に加入しなければならないことになっているが、保険税が高いことから支払いができないことが見えているので全く手続をしないで無保険者となっている人がいる。そういう世帯数を把握していれば伺う。

⑧ 20年度で保険税の改正を行った。低額所得者に配慮した値上げだったが、実際には介護納付金の改正が大きかったということで、5万円を超える値上げとなった人が約3%、200世帯あった。これについての苦情や問い合わせが、年間でどれくらいあったのか伺う。

⑨ P286、287、介護納付金について伺う。実際には介護納付金として納めなければならないお金が年々不足してくるということもあって国民健康保険税の介護分を上げたわけだが、その結果、納付した額と国庫負担、道負担、調整交付金のバランスがどうなったのか伺う。

⑩ P302、303、一般管理費の中のどこかに入っていると思うのだが、保険証の作成経費と発送経費について伺う。今は一人一人に保険証が来ることになったが、発送しやすいうちの小さな物なので、これを年1回の発行ではなくしっかりした物にして破損したり、何かがあった場合は交換するというようなことは保険制度としてできないことなのか伺う。取り扱いに物すごく不便があるので、そうしたことが検討されたのか伺う。

⑪ P308、314の保険給付費のことで、退職被保険者の対象年齢の変更などいろんなことがあったが、保険給付費の結果の前年との比較において、何か特徴的なことがあれば伺いたい。

⑫ P320、321の特定健診審査等事業費の関係だが、目標が30%で26.9%ということで初年度の出発としてはよかったのではと思うが、年々の目標が高いのでその辺の評価がどうなっているのか伺う。また保健指導対象者について、動機付け支援と積極的支援を合わせて対象者が417人に対して167人だけに保健指導を実施ということで対象者の半分にとどまった原因について伺う。

堀副主幹

① 保険給付費が予算の見込みより少なかったのが一番大きかった。決算書のP308、309には前年度の決算の数字が入っていないが、2款の保険給付費全体で見ると不用額が1億1,700万円出ている。平成19年度決算額は38億6,900万円ということで20年度決算額と比較すると1億5,600万円減少しており、これが非常に大きな要因だっ

たと思う。保険給付費が減った要因については、70～74歳までの高齢受給者の保険者負担額が9割から8割に軽減されたが、本人の負担は現在でも1割に据え置かれており、差額の1割は国の負担と保険者の高額療養費の負担で賄っている。20年度の70歳以上で1割に該当する方の医療費総額が10割分で13億3,000万円あるのでこの分の影響が大きかったと思う。高齢受給者でも一定額所得のある現役並み所得者といわれる方の中には、若い方と同じ3割負担という方もいる。国の特別調整交付金で経営姿勢の交付金を昨年に引き続き20年もいただくことができた。保険者としていかに努力しているかが評価されたもので、これが4,000万円だが、努力をした保険者がすべてをもらえるわけではなく、もらえる箇所も決まっている非常に狭い門の中でもらうことができた。高収納率の維持や賦課限度額の引き上げ、保険事業の取り組みなどが評価されたものと考えている。さらに近年国が行う財政基盤対策が拡充されてきており、これは20年ということではないが、大きなものでは18年10月から保険財政共同安定化事業というものができた。これはレセプト1件30～80万円にかかるものだが、その趣旨は都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化を目指して財政の安定化を図るための制度である。P292の6款1項2目の歳入額を見ると5億8,000万円で、これに対する歳出はP320の7款1項3目で5億1,000万円ということで、差し引きすると7,000万円がプラスになっている。先ほど申し上げたがこの制度は北海道内でバランスをとるということで、滝川についてはプラスで交付を受けているが、マイナスで歳出である拠出金が多い市町村も多数ある。都市の状況を申し上げますと、35市中23市がプラスの交付でマイナスが12市となっている。次の要点として、退職者医療費に対する交付金である。3款の療養給付費等交付金に過年度の交付金5,279万円が今回ある。決算書ではP290になるが、退職者の資格を取った方の医療費を過去5年間さかのぼって退職の医療費から一般の医療費に振りかえる作業があるが、このときの作業として入院も結構あり、金額が非常に高額になったということが挙げられる。一方、歳出では償還金で一般の医療費の精算ということで1,759万円を戻しているが、差し引きしても3,500万円はプラスという状況になっている。これらの要因から20年度決算は、約2億円の決算剰余が出せたということになる。

② 保険税の歳入については、75歳以上の方4,500名が国保から抜けたので約3億円減っている。一方、歳出で見ると、老人保健拠出金は現在も精算等の関係で残っているが、平成19年度ではこの老人保健拠出金に8億1,000万円支払っている、20年度決算では1億9,000万円、新たにできた後期高齢者支援金に4億5,000万円で2つを合わせると6億4,000万円になり、差し引き1億7,000万円の減となる。ここだけとらえると歳入の保険税で3億円減っているのでマイナスというふうに思うが、全体の制度改正を見たときには、前期高齢者交付金といった制度ができたこともあり、20年度の決算状況を考えると制度改正は滝川市の国保会計に対してプラスの感じがあったというふうにも思う。ただ前期高齢者交付金もそうだが後期高齢者拠出金なども2年後に精算が来るので、概算交付では非常にいい形で交付を受けているが、2年後の精算を見なければ制度改正がプラスだったのかマイナスだったのかを言うのは難しいと思う。最近の情報では、前期高齢者の医療費実績が交付をしている交付金を下回った、あるいは交付金を大きく出し過ぎたという情報が出ているが、これらについては2年後に精算という形になる。

③ 後期高齢者医療制度以外の影響ということで、乳幼児医療助成の対象年齢の拡大という話があった。乳幼児医療イコールではないが、保険給付割合が今までは3歳未満までは8割給付という形だったが、平成20年4月から義務教育就学前までに8割給

付が拡大されている。これにより対象人数が130人から309人までふえ、医療費、費用額10割で申し上げると約2,500万円から6,300万円に約3,800万円ふえている。保険者の持ち出しは、7割から8割に1割ふえているので約400万円程度ふえたと考えている。また乳幼児医療制度をやることによって国からの補助金にペナルティーがかかる制度があり、これもこういった保険給付割合や乳幼児医療の年齢の拡大で影響があるが、対象件数がそれほど多くないので影響額としては非常に少ないと考えている。試算した結果では、19年と20年を比較すると、19年度の本来もらえる額より減額になった分の試算値が86万4,000円、20年度は109万3,000円ということで34万9,000円が減額になったと考えている。そのほかの改正としては、特定健診も20年からできている。歳出の8款1項1目特定健康診査等事業費としては1,880万円あり、大きなものとしては健診の委託料が約1億2,000万円という中身だが、これに対する歳入は、国、道それぞれに特定健康診査等負担金という交付金がある。国がP288、道がP290に載っており、それぞれ同額で451万9,000円となっている。これについてもあくまでも概算交付ということで20年は受けており、今年度精算が行われる見込みで、申請の段階では目標に掲げていた30%という形で交付申請しているので、今年度精算をして多くもらい過ぎた分については戻す形になる。

⑤ 資格証については102世帯、短期被保険者証については622世帯で、軽減別ということだったが、軽減別には1月の時点で調査があり、そのときの数字は押さえているが、発行当初、年度末の状況については軽減別に分けていないので了承いただきたい。年度当初の資格証102世帯に対する滞納額は5,451万5,000円、短期被保険者証交付世帯622世帯に対する滞納額は2億1,596万1,000円である。当初交付した世帯が年度末にどのようなようになったのかということだったが、年度末の資格証と短期被保険者証の交付世帯について、資格証は91世帯である。資格証は年に4回交付措置をとっているので増減が結構あるが、これは3月の時点の数字で滞納額は5,342万2,000円である。短期被保険者証は年度当初に決定を行うのみだが、3月の時点では432世帯、1億6,733万7,000円の滞納額となっている。軽減については、21年1月の調査時点の数字だが、短期被保険者証の交付世帯461世帯に対しては、7割軽減が141世帯で30.6%、5割軽減が46世帯で10%、2割軽減が83世帯で18%、残りの軽減なしが191世帯で41.4%である。資格証は85世帯のうち7割軽減が20世帯で23.5%、5割軽減が2世帯で2.4%、2割軽減が15世帯で17.6%、軽減なしが48世帯で56.5%である。

⑦ 残念ながら無保険者を把握する手段が現行ではない。ただ窓口連携をとっているため、年金のほうに手続に来た方でも国民健康保険の手続をされていない場合は、窓口連携の中で加入をしていただくというふうになっている。

⑧ 昨年制度改正があって大きく賦課限度額が引き上がることになった。平成19年度までは医療分で53万円の賦課限度額が20年度からは医療分が47万円、後期高齢者支援分がその中から分かれて別に12万円、合わせて59万円ということで6万円の引き上げとなった。これによって限度額に係る世帯が非常に高額の引き上げになった。これに関する問い合わせ件数は正確には把握していないが、ごく少ない数であった。限度額に係るぎりぎりの世帯の方から数件の問い合わせをいただいている。

⑨⑩ 平成20年に介護納付金の赤字額が非常に大きくなってきたことから、保険税の引き上げを実施した。その結果、介護納付金の収支の差し引きでは19年が1,474万7,000円のマイナスだった。20年は税率の引き上げもあるが、加入者数の減少から介護納付金は減ってきており、逆にプラスで319万5,000円と好転している。保険証の

部分については20年度の決算書には出ていない。20年4月に後期高齢者に分かれる制度改正があったので20年3月に更新作業をしている。19年度決算、19年12月の補正予算で計上した部分である。そのときから1人1枚ずつのカード形式にしたが、カードの費用は3万5,000枚を頼んで単価12円で44万1,000円である。初年度ということもあり加入者数より大分大きく余裕を持って発注したところである。しっかりした物ということだったが、社会保険とかで大きさは同じだがプラスチックの物もあり、1枚当たりの単価は約30円という話も聞いている。郵送で交付しているのので、一度の郵送費は全世帯分を送るのに約50万円を要している。検討がなされたかという部分については、プリンターの対応もあるのでプラスチックに変えとなると現行のプリンターでは対応できないことからこのほかに高額な持ち出しが出てくる。窓口もそうであるし、1万人を超える加入者がいるので一括打ち出しの費用も必要ということもある。複数年という提案もあったが、国民健康保険は転出、社会保険等への切りかえもあり、結構出入りが多い。その都度返却をお願いしているが、持ったままの状態になることもしばしばある。間違っただけで保険証が使われてしまうとその後が大変面倒な手続になってくるので、そういった管理上の問題、保険税収納率の確保のことを考えても、保険証更新が会える貴重な接点になっているので、1年更新の現状の形で今後も対応したいと考えている。

⑪ 65歳以上が退職から一般に切りかわったことで、資料を見ても今までの数字と大きく変わっている。資料には合計の数字を掲載していなかったのので、これを足していただくと平成19年度は45億429万8,000円、20年度は44億2,922万8,000円で、費用額全体の医療費としては前年度より7,500万円減っている。ここ近年にしては初めてわずかではあるが減っている。保険料負担額は冒頭申し上げたとおり高齢受給者の負担割合の見直しを上回って1億5,600万円減少している。1人当たりの費用額を10割の医療費で見ると、19年度は38万5,378円だったが、38万3,350円ということで2,028円だけが減少している状況である。参考までに18年度の一般と退職の1人当たり費用額は36万3,910円なので、19年度からみると2,000円は減ったが18年度からみると2万円高いということで、いずれにしても高額な状況にあるということはあると思う。

⑫ 平成20年度の特設健康診査実施率は26.9%だったが、人数で言うと2,251名である。今までの国保加入者が受けていた基本健診の人数は大体同じ数字だったが、19年は1,156名なので1,000名ふえてほぼ倍になっている。国保中央会が速報値としてことしの5月に出した全国の実受診率があるが、全国平均は28.3%、全道平均は19.55%ということで全国平均には少し届かなかったが、全道平均を上回っているのでも初年度としては一定の評価ができていると考えている。要因としては当然PR効果といったものもあると思うが、基本健診は集団健診ということで検診車だけの取り扱だったが、20年からは市内の医療機関でも受け入れるようにした対策が大きかったと思う。2,251名の内訳だが、検診車で受けた方が1,106名、医療機関で受けた方が1,128名ということでほとんど同数である。残りの17名はデータ提供のみとなっているが、これも平成24年には65%というとてもない目標があるので、今後が非常に試練と考えている。特にことしは未受診者対策に力を入れて去年より数字が伸びるよう受診率を40%にしているのでも、それに近づけるよう努力をしていきたいと考えている。保健指導の部分だが、実際に受けていただいた方は417名に対して167名という状況である。受けてくれなかった方の中身としては、初年度はまだ対象者が限られていたため、保健指導とかが必要となった方全員に対して保健師から声を掛けていただいたが、その内

容として、私は保健指導を受けたくない、そういった必要はありませんと答えたのが82件あった。また服薬中ということで、これは健診を受ける際に問診票で確認するが、糖尿病、高血圧、コレステロールなどの薬を飲んでいる方は、保健指導には該当してこないが、実際に接触してみたら服薬中だったので保健指導に至らなかったというのが55件、残りの件数については健診をしたのが年度末に近かったということで20年度に保険証ができずに取り扱いを21年度に延ばしたというのが大きかった。医療機関で健診を受けた場合は、レセプトと同じ流れになり私どものほうに結果が届くのが2カ月後になってしまうので、保健指導の案内に若干の時間ができているのが現状である。

小峯副主幹

④ 加入世帯に占める滞納世帯及び50万円以上の高額世帯という質問だが、平成20年度の段階ではそういったデータを持っていないので、直近の20年度以前の滞納状況でお答えさせていただく。滞納世帯は1,418件、年度平均が7,196世帯なので19.7%で、50万円以上が147件となっている。次に年度中に差し押さえ等の法的手続を行った件数と額だが、20年度は国民健康保険税については299件、1,563万6,967円の差し押さえを行っている。不納欠損額に関する質問では、欠損処理の世帯数及び50万円を超えた件数ということだが、国民健康保険税については509件、50万円以上は16件ということになっている。

窪之内

① 法的差し押さえをしたのが299件で、差し押さえ額が1,563万6,967円だったと思うが、法的手続をした結果、それに対してどれぐらいの回収があったのか伺う。
② 保健指導の対象者に特定健診の結果を送っていない。取りにいつて指導を受けないといけないということで、これは失礼でないかと思う。指導を受けるかどうかと結果を送らないというのは違うのではないか。検討すべきと思うし、苦情もあったと思うが、それはそうしなければならないとなっているのかについて伺う。

小峯副主幹
堀副主幹

① 1,563万6,967円は、差し押さえをして国民健康保険税に充当した金額である。
② 特定健診の結果だが、恐らく検診車か対がん協会で受けられたのではないかと思う。市内の医療機関で受けた方については医療機関から直接結果を送っている。検診車については結果がまず保健センターに届き、委員が言われたとおりに、まずは来てもらって指導をするということだが、これはしなければならないということではない。あくまでも指導率と実施率、きちんと状況を把握してもらうことが必要なのでそうしている。問い合わせもあると聞いており、まずはそういった形で呼びかけをさせていただくが、最終的に来なかった方については多少おくれるが郵送している。

委員長
清水

他に質疑はあるか。
① 平成19年度の滞納件数1,418件のうち短期被保険者証が622件発行されているということで2分の1弱の発行だが、短期被保険者証の発行条件を伺う。
② 短期被保険者証が資格証に進展していくわけだが、納期限から1年経過した場合の滞納から資格証発行までの流れについて伺う。
③ 資格証も持っていないという方から何人も相談を受けているが、その方たちは滝川に住民票を置いて出稼ぎに行くので市内には全くいないという例が幾つもあった。資格証の102件の中で居所不明の方がどのぐらいいると把握しているのか伺う。
④ 資格証が発行された後に、資格証だが10割払うと言って受診をして後で償還払いを受けるという方もいると思うが、平成20年度は何件あるいは実数の両方で伺う。
⑤ 滞納の年代別、できれば20代、30代、40代ということととにかく年代との相関がわかるようなデータについて伺う。
⑥ 今回差し引き2億600万円以上の繰越となったということだが、要因としてどれ

も固定的と判断できるものが多いと思う。平成21年度の予定を見ないとわからないが、保険税の改定等について20年度にどのような検討をしたのか伺う。

堀副主幹

①② 短期被保険者証の交付要件については、3月に4月以降の保険証の取り扱いを判断していくわけだが、当該年度の第1期分以前、第1期納期が6月なのでその年の6月以前に滞納も含めて未納がある場合、それと当該年度だけであっても納めていない金額が10万円以上かつ2分の1以上納めていない場合、短期被保険者証に該当してくる要件になる。これが悪質滞納者については資格証という形になっていくが、法的には納期限が過ぎて1年以上納付がない場合である。また納付誓約が守られない場合も資格証の処理となっていく。

③ 平成21年1月に調査をしたものだが、資格証交付者の中の居所不明者は8件である。このときは全体で85件出しており、そのうちの8件が居所不明という把握をしている。

⑤ 平成20年度の現年分の収納率は、70歳以上が99.21%、65～70歳が98.14%、60～65歳が93.24%、55～60歳が91.73%、50～55歳が90.47%、45～50歳が88.33%、40～45歳が75.14%、35～40歳が82.93%、30～35歳が81.22%、25～30歳が68.37%、20～25歳が67.85%、20歳未満が68.65%ということで若い世代は非常に収納率が悪く、特に30歳以前は60%台、65歳を超えるようになってくると98、99%ということで100%近い収納率という状況になっている。

④ 平成20年度で把握している件数は34件である。同じ人で複数月かかっている方もおり、人数にすると14人である。そのうち後ほど国保の窓口で領収書等を持ってきて療養費の支給申請をした方が6人で17件ということでちょうど半数という状況である。

⑥ 平成20年度の税率改定の検討だが、今までの保険税区分が2区分から3区分に変わった。これは後期高齢者支援金が出て、その分が今までの医療分から分かれるというのが1点である。これに伴って法定賦課限度額というのもし示され、医療分が47万円、後期分が12万円ということで、これもあわせて改定している。さらに介護分で1,400万円の赤字があったので、それを補える分の介護税率の設定を行ったということである。

清水

① 短期被保険者証については、話し合いはしないということで確認してよいか。3月の時点という、第1期から10カ月ぐらいたっており、その間3月までに滞納者とどんなやりとりを行うのか伺う。

② 当時居所不明以外で74件あったということは、当然話し合えるという状況だと思うが、今の経済情勢なので収入がないなどで納付誓約そのものが難しいといった方がどの程度いたのか伺う。

③ 若年層が多いことで、資格証の中で30歳未満の方がどの程度いたのか伺う。

④ 2億円の黒字が出るということから制度改正が行われたことで平成20年度はこう違うということがわかる。これまで値上げを繰り返してきたわけだが、保険税率の値上げが滞納者を生むという悪循環もあるので、21年度以降に向けての検討をしたかどうかについて伺う。

委員長

ここで休憩する。

休憩 15:20

再開 15:20

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。答弁できる範囲でお願いする。

小峯副主幹

①② 納税通知書をお送りして納期限までに納めていただけないと督促状や催告書を

お送りしたりいろんな形で納付のお願いをしていく。その中でそういった段階で相談をいただく場合もあるし、こちらのほうから訪問したり、電話等で納税相談をさせていただくというようなことで相談業務を進めているところである。短期被保険者証までに至る状況になる方については、居所不明など接触できないものを除いては何らかの形で納税相談をさせていただいていると考えている。

榎木課長

④ 平成 20 年度終了近くなって 2 億幾らという黒字がだんだん見えてくるようになったが、20 年度が終わるまではそれ以降をどういうふうにといい検討はしていない。その数字が出てからということである。

堀副主幹

③ これも平成 21 年 1 月の数字だが、85 世帯の資格証交付世帯のうち 20 歳代以下、20 歳代も含めてが 3 世帯、30 歳代が 12 世帯となっている。

清 水

① 居所不明だがその家はある、兄弟や親などの関係者が住んでいるという場合があるが、そういう方を通じて出稼ぎ先に送ってもらうといったことをどの程度しているのか。私が聞いたところでは、建設現場で事故にあった方で制度とかわからない方なので止血しただけで 10 万円近いお金を払い、それ以降病院に行かなかったということで化膿して滝川にことし帰ってきて緊急入院という例があった。その方も元妻の家に住民票を置いているということで、元妻に言えばどこで働いているかはわかったと思う。何とか資格証にしないという努力を居所不明の方にどれだけしたのか伺う。

② 資格証になる大きな原因の一つに、気がついてみれば滞納額がすごく大きくなっていったということがある。例えば退職すると前年の所得で見るので一気に 50 万円、40 万円の保険税が来るが、この段階で失業なので市長が認める減免の対象になる。こういうこともわからないので、50 万円払えないということできっと尾を引いている方もいる。実際に滞納整理をする段階で、後になって保険税を減免しようとしてもおそい。市長が特に認める減免制度の普及は非常に大事なことだと思う。資格証を出すならきちんともやれということも求められていると思う。そういう点で市長が特に認める減免制度について、どの程度の申請があつてどれくらい減免されたか伺う。またそういうことが払い切れなくなる要因になっていると思うが、どのように考えているかについて伺う。

堀副主幹

① 予告、決定通知、保険証の返還要求を何回も出しているのでもし家族の方から教えていただければ私どもとしても連絡のしようがあるが、現状はそういったことはないということでもそのまま資格証になっているということがあると思う。

② 納税相談の中でリストラや病気で働けなくなったことが把握できれば減免制度をとっている。平成 20 年度実績としては減免件数は 56 件で、減免額は 619 万 6,900 円である。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第 2 号の質疑を終結する。この後の日程は認定第 5 号だが、若干休憩する。再開は 15 時 35 分とする。

休 憩 15 : 28

再 開 15 : 36

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。認定第 5 号について説明願う。

認定第 5 号 平成 20 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

(認定第 5 号を説明する。)

西村部長

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第 5 号の質疑を終結する。引き続き認定第 8 号について説明願う。

認定第8号 平成20年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(認定第8号を説明する。)

西村部長
委員長
窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

① P544、545の後期高齢者医療保険料について伺う。平成20年6月5日時点での賦課状況についていただいた資料はあるが、その後制度改正もあったので数値が変更されたと思う。調定額の金額に見合う6月5日作成の賦課状況と同じような資料で数字を説明していただきたい。国保では資料として出されているので後期高齢者でもそういった資料について数値を伺いたい。

② 初年度で収入率は全道7位ということだが、収入未済額が発生しているということで、普通徴収のみの未収金の実態について伺いたい。軽減世帯なのか、一度も納入になっていないのか、全く無年金者なのか、世帯数も含めてどういった世帯が未収金を発生させたのか伺う。

③ この方たちの未収金が続けば今年度で資格証の発行という可能性も出てくるが、発行については各自治体の判断もあるということが広域連合ではあったので、滞納者のいろんな実態を加味していくと思う。資格証の発行が起きる可能性はないと考えてよいか伺う。

④ 年金からの差し引きについて、一定の条件のもとで口座振替に変更できるとのことだったが、変更した件数を伺う。

⑤ 平成19年度まで国保加入者だった方について、その当時の国保税と後期高齢者制度の保険料の比較で下がった人が多いと当初は言われていたが、その辺について調査していれば数字を伺いたい。

⑥ 支出で言えばP549に関係してくると思うが、保険料を初め、年度途中での制度改正など初年度だったということもあって対象者への周知徹底にいろんな手段を講じたと思う。文書による周知の回数と発送先の範囲について伺う。

⑦ 制度がわからないということでの相談、問い合わせ、苦情があったと思うが、全体の件数と主な内容について伺う。

⑧ P554、555、歳入とも関係するが健康診査に要した経費について、75歳以上の方の健康診査は努力義務となっているが実施したということで、予算では100名分を計上した。予算時点での受診者本人の負担が500円ということで雑入に入ってくると思うが、その金額が7,200円なのか。受診者数がはっきりしないので伺う。

中川副主幹

① 保険料等に係る滝川市の最終調定ということでお答えさせていただく。去年の6月5日の表とは少し数字が入ったり入らなかったりするが説明させていただく。まず最終調定の特別徴収の関係だが、対象者4,787名、金額は2億906万6,200円である。普通徴収は対象者1,782名、金額は1億1,425万9,600円で、合計して5,689名で3億2,332万5,800円となったところである。この数字から1人当たりの平均保険料を割り返して求めると5万5,090円となり、去年の段階で発表した数字より下がったということである。ちなみに北海道全体の数字が6万4,162円となっているので全道平均より大幅に低い保険料になっている。保険料の軽減額については市町村では把握していないので、広域連合で集計した数値ということでお答えさせていただく。均等割の軽減だが、今回7割軽減から8.5割軽減になったということもあり、その対象者は2,553名、軽減額が8,743万7,649円である。5割軽減の該当者は153名、299万4,912円である。2割軽減の該当者は442名、346万948円である。被用者保険の被扶養者ということで軽減の対象になった方が582名、1,147万9,479円である。これらを合計すると3,730名、1億537万2,988円となったところである。また今回新たに特別

軽減ということで設けられた所得割軽減、5割軽減という対象の方が512名、621万4,580円となったところである。広域連合の集計値は、転入、転出者を賦課期日現在の市町村でカウントしているのので、今言った軽減対象者の中には、もう既に転出した人や転入した人が含まれていないなどの誤差が生じるということを理解願う。

② 普通徴収の未収金額122万9,000円だが、件数は33件あり、その中で一回も納入していない方が3名いた。この3名はもちろん短期証の対象ということで今年度なっているが、3名のうち2名が短期証、1名は転出しているのでほかの町という形になる。どんな状況の世帯かということだが、一概には何とも言えない。軽減世帯もあるしそうでない世帯もある。中にはそれぞれ主人は主人、奥さんは奥さんということで保険料が変わってくるので、主人の扶養になっている、主人の収入で奥さんには収入がないが保険料はかかっているというのも実態としてはある。21年度に入ってから徴収を続けており、現在48万3,200円ほど納めていただいているので、残りは74万5,900円という形になっている。

③ 資格証の発行基準等については、広域連合の全国会議で検討して全国で統一しようということで検討するとなっているが、今のところどういうふうになるかは伝わってきていない。平成21年度については短期証のみの発行、運用という形になっているが、会議での結論も出ていない状況なので来年度から運用するのかどうかということもまだわかっていない。わかり次第所管の常任委員会で発表したいと思っているので理解願う。

④ 特別対策により年金から口座振替の変更が認められたが、今年度分からやりたいという方もいるので、平成21年5月末現在の数字だが370名の方から申込をいただいている。ちなみに口座振替をされている方は748名である。

⑤ 国保の加入者だった方の後期高齢者保険料との比較ということだが、こういう数字は出せないということで理解願う。実際にその数字を出そうとすると国保加入者だった方と後期高齢者の該当者等をぶつけて件数を出し、その後に保険料を比較してということになり、機械上は難しく手作業となることで膨大な作業になることから把握できないというのが現状である。ただ言えることは、高額所得者の方、国保で限度額だった方には、それぞれにかかって高い保険料になったという方もいたが、それ以外の方、ほとんどの世帯では保険料が下がっていると理解していただいて構わないと思う。

⑥ 年度の途中で特別対策等与党プロジェクトチーム等の決定があり保険料が変更になるという我々としても前代未聞なことがあったわけだが、制度周知をしっかりとしなければいけないということで、平成20年7月、21年1月と3月に対象になる方をリストアップしてダイレクトメールを送らせていただいた。また出前講座ということで8回ほど行い、トータルで301名の参加があった。広報たきかわによる周知ということで4回、20年8月、21年1月、3月、4月に掲載した。FMに特集ということで呼ばれて20年8月に1回PRさせていただいた。

⑦ 問い合わせや苦情の件数は把握していない。制度改正直後はかなりの混乱があり、毎日のように電話、窓口対応に担当全員が総出で二、三週間当たっていたというのが現状である。またダイレクトメール、督促状を出すたびに電話、窓口ということで何かこちらからアクションを起こすと反響があるということもあり、その際には誠心誠意説明させていただいたと思っている。

⑧ 特定健診の関係だが、当初予算の段階では健診単価は4,950円で1割を自己負担とすることで500円で計上していたが、実際に契約するときになって契約単価が下が

り、2,700円で契約を結ぶことができたので、自己負担額を300円に設定させていただいた。平成20年度の受診者は全部で47名だが、雑入の7,200円は24名分である。当初は保健センターでお金を預かって私のほうで入金していたが、途中から直接業者に払っていいことになったので、受診する際に300円を業者に払うということで一たん雑入として入れることをしなくなったので、7,200円という中途半端な額になっている。受診者が半分弱ということで少なかったという点ではPR不足があったのかということも反省している。ことしも広報に出させていただき、広域連合からも立派なポスターが来たので各施設に張らせていただいた。今年度は8月現在で57名の方が受診しており、10月と2月にも行う予定なので大体予定の100名前後は受診されるのではと考えているところである。

委員 長
清 水

他に質疑はあるか。

① 苦情が寄せられて説明する、あるいは相談を受けるということで、結局この制度の理解がどの程度得られたのか伺う。恐らくどんなに広告をしてもどのように制度が変わったのかはほとんどわかっていないと思うが考えを伺う。

② 保険料が決まったのは2月の半ばだったと思う。保険料が決まらないうと今までより負担が高くなるのか安くなるのかわからないということで混乱した。軽減の方法も最終的に決まったのは年度を越したぐらいだったと思う。丸ごと制度を変えるような改革をやるのであれば3年ぐらいの準備期間を持って十分な理解を得られる中身でやるべきだという教訓を示したと思う。そういう点でどんな教訓を所管として得たのか伺う。

③ 広告の効果についてだが、広域連合がテレビと新聞、市町村が広報とダイレクトメールということで広告を分担した。市町村が一生懸命やっても苦情、相談がたくさん来る。そういう点でテレビについては私は効果がないと思うが、所管としてテレビの広告の効果についてどのような評価をしたのか伺う。

④ 75歳以上の方たちでどんな経過があったかはわからないが納められていないということで、これは国保の滞納とは明らかに違う状況だと思う。悪質とかではなく、意思が伝わらないといったこともあると思うが、滞納の特徴について伺う。

委員 長

ただいまの質疑だが、主観的なものが多くなってしまいう答弁しかできないという側面がある。またそれを聞いて行政としてどうするという部分がはっきりしない。国会でされた方がいいのではというものや後期高齢者の広域連合の議員をされているのでそちらでされたほうがいいのではというものもあるので、その辺を整理して、整理できないのなら取り下げていただきたい。

清 水

私が伺いたかったのは、広域連合と市町村で業務を分けたことで市町村は業務を一生懸命やったが何百人という方が苦情、相談に来るということを経験したので、こういう大制度改革というものの進め方を市町村としてどう評価したのかを聞きたいということである。

委員 長

テレビ広告がよかったかどうかの評価についても説明願う。

清 水

PRで一番いいのは、相手が高齢者なので職員が伝えに行くことだと思うが、実際にはダイレクトメールや広報ということで、結果的には効果が表れなかったことで苦情、相談がすごかった。市町村は苦情を直接受ける立場なので、テレビの広告、新聞の折り込みなどがどんなふうに周知に役立ったのかについての客観的な評価を聞きたいということである。

委員 長

それでは答弁願う。

中川副主幹

① 実際にダイレクトメールを出しても、読んでいただける方からはアクションがあ

り、読んでいただけない方はそのままである。後から戸別に訪問したときに手紙を見ていないといったことも多々ある。空知支庁管内の職員が集まったの担当者会議が8月にあったが、そのときにも話題になって何とか周知する方法はないのかということだったが、現状としてはダイレクトメールを出すとか、小さい町では戸別に訪問したという話も聞いたが、職員の数にも限界があるのでアクションがある方については何とか支えていくことができるが、なかなか難しい状況と思っている。

② 私は平成19年7月からこの仕事に携わった。準備としては18年から行われていたが、機械の整備、システム関係が非常におくれたということも事実で、19年の末にばたばたと仕事をやったという経過がある。確かに携わっている者はこういう制度になるということで説明会でも説明できるが、テレビ等のPR、政府広報等もその当時は少なかったという記憶はある。実際に4月に制度が開始になって問題が大きくなってから制度周知広報に政府が力を入れ出したということは否めないと思っている。準備期間は少なくとも3年は必要なのかという気はしている。

③ 確かに広域連合はテレビや新聞、市町村はダイレクトメールということで直接市民にかかわる分ということで分担させていただいた。テレビの効果はどうだったかということだが、正直言って私も見ていない。お年寄りの方もいっぱい見ている世帯があるかどうか、ラジオを聞いている世帯があるのかどうかと言っても切りがないと思う。切りがないからこそベストをつくすためにはいろんなことをやらなければならないので、広域連合が今回やった広告も大事であり、だれかが見るかもしれない。市のダイレクトメールもそうであり、いろんな手段を講じていくべきだということで、広告の効果については、あったという評価をさせていただきたい。

④ 意思が伝わらないという話もあったがそのようなことはない。きちんと説明して向こうも払うという約束をしたにもかかわらず払わないというようなことがあり、こちらからは保険料の話、制度の説明について何度もしている。そのことについては理解をいただいていると思っているので、その上での滞納と考える。

委員長
中川副主幹
委員長
清水

答弁の中での3年は必要というのは正式な答弁と受けとめてよいか。削除させていただく。

3年は必要というのは削除する。清水委員。

今回のこの平成20年度の大騒動というか、お年寄りが苦情、相談を寄せ、年金天引きに怒るということで、こういったことに対して市としてあるいは市長として、市民におわびするようなことを検討したりしたことはなかったのか伺う。あれだけのことをやったのだからだれかが謝らなければならない。黙っていればそれまでの制度でいけたのに新しくしたことで騒動を起こした。国が謝ったかどうかは別にして一番身近な行政が市民に対して申しわけないとか、迷惑をかけているといったことを言ってもよかったですのではと思うが、そういう検討や実行をしたかどうか伺う。

委員長

今のことを市に求めておわびの検討をしたかどうかを答えてもらえばいいのか。端的に答弁願う。

西村部長
清水
委員長

正式に市長がおわびするといった考えは持っていない。

あれだけ市民を困らせた制度である。

困らせた制度をつくったのは国である。ここで市長が頭を下げるかということに対して必要がないと答弁しており、それ以上何を聞くつもりか。

山口
委員長

議事進行。決算委員会にそぐわないので今の質疑は取り下げさせていただきたい。

皆さんの意見を伺う。山口委員の意見でよいか。(よし)ただいまの清水委員の質疑は取り下げさせていただくこととする。清水委員、ほかにあるか。

清 水
委 員 長

ない。

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第8号の質疑を終結する。

以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 16:25